

厚生労働省発基安1214第2号

令和4年12月14日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 健康管理手帳の交付の対象となる業務に、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン

(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務を追加すること。

第二 その他所要の改正を行うこと。

第三 この政令は、公布の日から施行すること。